

平成28年2月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「予算案」 30件	
1	平成28年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	平成28年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	平成28年度秋田市市有林会計予算の件	
4	平成28年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	平成28年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	
6	平成28年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件	
7	平成28年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
8	平成28年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
9	平成28年度秋田市病院事業債管理会計予算の件	
10	平成28年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	
11	平成28年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	

12	平成28年度秋田市介護保険事業会計予算の件	○資料別紙
13	平成28年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	
14	平成28年度秋田市水道事業会計予算の件	
15	平成28年度秋田市下水道事業会計予算の件	
16	平成28年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	
17	平成27年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件	
18	平成27年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件	
19	平成27年度秋田市市有林会計補正予算（第2号）の件	
20	平成27年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件	
21	平成27年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第2号）の件	
22	平成27年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）の件	
23	平成27年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件	
24	平成27年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件	

<p>25 平成27年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）の件</p> <p>26 平成27年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第4号）の件</p> <p>27 平成27年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）の件</p> <p>28 平成27年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件</p> <p>29 平成27年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）の件</p> <p>30 平成27年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件</p>	<p>○資料別紙</p>
<p>「 条 例 案 」 26件</p>	
<p>31 秋田市行政不服審査法施行条例を設定する件</p> <p>・行政不服審査法（平成26年法律第68号）：平成26年6月13日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p> <p>・行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）：平成27年11月26日公布、平成28年4月1日施行</p>	<p>○設定理由</p> <p>行政不服審査法（平成26年法律第68号）等の施行に伴い、審査請求の審理手続に必要な事項を定めるとともに、秋田市行政不服審査会を設置するため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <p>1 審理手続として、次に掲げる事項を規定する。</p> <p>(1) 審理員を指名しない処分</p> <p>(2) 弁明書に添付する書類</p> <p>(3) 書類の写し等の交付に係る手数料</p> <p>(4) 手数料の不還付</p> <p>2 行政不服審査会（以下「審査会」という。）に係る次に掲げる事項について規定する。</p> <p>(1) 審査会の設置</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>(3) 組織および運営</p>

32 秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例を設定する件

- (4) 審査会における合議体の設置
- (5) その他審査会における調査審議に関し必要な事項

3 参考人が審理に参加した場合は旅費を支給する。

4 市長は、審理員として行った職務を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

○施行期日等

施行は、平成28年4月1日から。

この条例の設定に伴う他の例規の規定の整備を行う。

○設定理由

秋田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その組織および調査審議の手續等に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定しようとするもの

○要旨

審査会に係る次に掲げる事項について規定する。

- (1) 審査会の設置
- (2) 所掌事務
- (3) 組織
- (4) 調査の権限
- (5) 調査審議の手續
- (6) その他審査会における調査審議に関し必要な事項

○施行期日等

施行は、平成28年4月1日から。

条例の施行に必要な経過措置を規定する。

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）および秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）において、秋田市情報公開審査会および秋田市個人情報保護審査会に係る規定を削除するとともに、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い規定の整備を行う。

33	<p>秋田市公文書管理条例の一部を改正する件</p> <p>・行政不服審査法（平成26年法律第68号）：平成26年6月13日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 行政不服審査法（平成26年法律第68号）等の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 「異議申立て」を「審査請求」に改める等の規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日 平成28年4月1日から</p>
34	<p>秋田市職員定数条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 消防職員の定数を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 消防職員の定数を「400人」から「410人」に改める。</p> <p>○施行期日 平成28年4月1日から</p>
35	<p>秋田市職員の退職管理に関する条例を設定する件</p> <p>・地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）：平成26年5月14日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p>	<p>○設定理由 職員の退職管理を実施するため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課長級以上であった再就職者は、在職していた組織に対する働きかけをしてはならない。 2 再就職者は、任命権者にその状況を届け出なければならない。 3 任命権者は2による届出事項を市長に報告し、市長はこれを公表する。 4 2の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。 <p>○施行期日等 施行は、平成28年4月1日から。 条例の施行に必要な経過措置を規定する。</p>
36	<p>秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平</p>	<p>○改正理由 地方公務員法の一部改正（平成26年法律第34号）等に伴い、人事行政の運営の状況に関する報告事項を改めるとともに、規定</p>

	<p>成26年法律第34号)：平成26年5月14日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p> <p>・行政不服審査法(平成26年法律第68号)：平成26年6月13日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p>	<p>を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 報告事項を次のとおり改める。</p> <p>(1) 人事評価の状況および退職管理の状況を加える。</p> <p>(2) 勤務成績の評定を削る。</p> <p>2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行に伴う規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日</p> <p>平成28年4月1日から</p>
37	<p>秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)：平成26年5月14日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>地方公務員法の一部改正(平成26年法律第34号)に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>法律の改正に伴う引用条項のずれを改める。</p> <p>○施行期日</p> <p>平成28年4月1日から</p>
38	<p>秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由</p> <p>秋田市行政不服審査会委員等の報酬の額を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 行政不服審査会委員の報酬の額を日額10,000円とする。</p> <p>2 情報公開審査会委員および個人情報保護審査会委員を情報公開・個人情報保護審査会委員とし、報酬の額を日額10,000円とする。</p> <p>3 秋田城跡歴史資料館協議会委員の報酬の額を日額7,300円とする。</p> <p>○施行期日</p> <p>平成28年4月1日から。ただし、3は同月16日から。</p>

39	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 特別職の職員に通勤手当を支給することができることとするとともに、給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通勤手当を支給することができることとするとともに、その支給は一般職の職員の例によることとする。 2 期末手当の額を減ずる特例措置の期間を平成28年12月まで延長する。 3 給料月額を減ずる特例措置の期間を平成29年4月30日まで延長する。 <p>○施行期日 平成28年4月1日から</p>
40	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 教育長に通勤手当を支給することができることとするとともに、給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通勤手当を支給することができることとするとともに、その支給は一般職の職員の例によることとする。 2 期末手当の額を減ずる特例措置の期間を平成28年12月まで延長する。 3 給料月額を減ずる特例措置の期間を平成29年4月30日まで延長する。 <p>○施行期日 平成28年4月1日から</p>
41	秋田市土地開発基金条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 土地開発基金の規模を縮小するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 基金の額を、15億円から5億円に改める。</p> <p>○施行期日 平成28年9月1日から</p>

42	秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 太平地域センターおよび下北手地域センターをコミュニティセンターとして設置するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 太平地区コミュニティセンターを、秋田市太平目長崎字沼田42番地に設置する。 2 下北手地区コミュニティセンターを、秋田市下北手柳館字前田面133番地1に設置する。</p> <p>○施行期日 平成28年4月1日から</p>
43	秋田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 国民健康保険税の減免申請書に個人番号の記載を要しないこととするとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 国民健康保険税の減免申請書に個人番号を記載することを定めた未施行の一部改正条例について、当該規定を削除して個人番号の記載を要しないこととする。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
44	秋田市河辺岩見温泉交流センター条例を設定する件	<p>○設定理由 河辺岩見温泉交流センター（以下「センター」という。）を設置し、その管理を指定管理者に行わせることとするとともに、その使用料等を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p>
<p>○要旨</p> <p>1 地域の温泉資源を活用し、地域間の交流を促進する場を創出するとともに、地域住民の日常的な交流の場および主体的な地域づくりの活動拠点とし、もって地域の活性化を図ることを目的として、センターを秋田市河辺三内字外川原101番地1に設置する。</p> <p>2 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p>		

3 センターの施設の使用料は次の表のとおりとし、使用を許可する際に徴収する。

施設	使用料		
	区分	単位	金額
浴室	一般	1人1回につき	390円
	小学生		190円

備考 (1) 浴室の使用に係る回数券(12回使用券)は、一般3,900円、小学生1,900円とする。

(2) 和室を貸切使用する場合は、使用の許可を必要とし、使用料は無料とする。

- 4 公の秩序を害するおそれがあるとき等は、使用を制限することができる。
- 5 使用の許可を受けた者は、その権利の譲渡等をしてはならない。
- 6 センターを損傷したとき等は、その損害を賠償しなければならない。
- 7 市長は、センターの管理を指定管理者に行わせることができる。
- 8 指定管理者は、この条例等に従ってセンターの管理を行わなければならない。
- 9 指定管理者は、使用許可等の業務を行う。

45 秋田市消費生活センターの組織および運営等に関する基準を定める条例を設定する件
・不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)：平成26年6月13日公布、一部を除き平成28年4月1日施行

- 施行期日
平成28年10月1日から
- 設定理由
消費者安全法の一部改正(平成26年法律第71号)に伴い、消費生活センター(以下「センター」という。)の組織および運営等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの
- 要旨
 - 1 センターを設置したときは、名称、住所等を公示しなければならない。
 - 2 センターには、消費生活センター長および事務を行う職員を配置する。
 - 3 センターに配置する消費生活相談員の資格の要件ならびに人材および処遇の確保について規定する。
 - 4 消費生活相談員等の研修の機会を確保するものとする。
 - 5 消費生活相談等により得られた情報の安全管理のため、必要な措置を講じなければならない。
- 施行期日

		平成28年4月1日から
46	秋田市児童館条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 雄和児童センターを設置するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 雄和児童センターを、秋田市雄和妙法字上大部48番地1に設置する。</p> <p>○施行期日 平成28年4月1日から</p>
47	秋田市商工業振興条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 奨励措置の適用対象者の拡大を図るため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 情報通信関連事業所等の建物の賃借による新設等について、奨励措置の対象要件となる常時使用する従業員数および賃借床面積を改める。</p> <p>○施行期日等 施行は、平成28年4月1日から。 条例の施行に必要な経過措置を規定する。</p>
48	<p>秋田市建築審査会条例の一部を改正する件</p> <p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）：平成27年6月26日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p> <p>・行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）：平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 建築基準法の一部改正（平成27年法律第50号）等に伴い、建築審査会の委員の任期を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築審査会の委員の任期は、2年とする。 2 1の規定の追加に伴い、条項の整備を行う。 3 建築基準法の一部改正（平成26年法律第69号）に伴う規定の整備を行う。 <p>○施行期日 平成28年4月1日から</p>

49	<p>秋田市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条例を設定する件</p> <p>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）：平成27年7月8日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p>	<p>○設定理由 建築物のエネルギー消費性能向上のための計画に係る認定申請手数料等を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長は、建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定等の事務に係る手数料を徴収することとする。 2 計画に係る認定申請手数料および変更認定申請手数料の額を定める。 3 建築物エネルギーの消費性能の認定に係る消費性能認定手数料の額を定める。 4 既納の手数料は、還付しないものとする。 5 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処するものとする。 <p>○施行期日 平成28年4月1日から</p>
50	<p>秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）：平成26年6月4日公布、一部を除き平成28年6月1日施行</p> <p>・建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号）：平成28年1月15日公布、平成28年6月1日施行</p>	<p>○改正理由 建築基準法の一部改正（平成26年法律第54号）等に伴い、小荷物専用昇降機の確認申請手数料等を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小荷物専用昇降機の確認申請手数料の額を定める。 2 小荷物専用昇降機の完了検査申請手数料の額を定める。 <p>○施行期日 平成28年6月1日から</p>
51	<p>秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）：平成27年6月24日公布、一部を</p>	<p>○改正理由 特別用途地区内における建築物の制限を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>○改正要旨</p>

	<p>除き平成28年6月23日施行</p> <p>大規模集客施設制限地区において建築してはならない建物に、床面積の合計が10,000㎡を超えるナイトクラブ等を加える。</p> <p>○施行期日等</p> <p>施行は、平成28年6月23日から。</p> <p>条例の施行に必要な経過措置を規定する。</p>
<p>52 秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）：平成27年6月24日公布、一部を除き平成28年6月23日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>地区計画の変更等に伴い、御所野堤台地区整備計画区域における建築物の用途の制限等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 御所野堤台地区整備計画区域のA地区の名称を改めるとともに、同地区に住宅を建築することができることとする。 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正（平成27年法律第45号）に伴い、同法を引用する規定を改める。 <p>○施行期日等</p> <p>施行は、公布の日から。ただし、2は平成28年6月23日から。</p> <p>条例の施行に必要な経過措置を規定する。</p>
<p>53 秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）：平成27年6月24日公布、一部を除き平成28年6月23日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における開発行為を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>市街化調整区域において建築してはならない建物に、床面積の合計が3,000㎡を超えるナイトクラブ等を加える。</p> <p>○施行期日</p> <p>平成28年6月23日から</p>
<p>54 秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由</p> <p>住宅を増築し、又は改築しようとする場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料の額を定めるため、改正し</p>

ようとするもの

○改正要旨

- 1 住宅を増築し、又は改築しようとする場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る認定申請手数料の額を定める。
- 2 住宅を増築し、又は改築しようとする場合の長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に係る変更認定申請手数料の額を定める。

○施行期日

平成28年4月1日から

55 秋田市文化会館条例の一部を改正する件

○改正理由

中央公民館等の廃止に伴い、第二会議室等を設置し、その使用料を定めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

新たに設置する施設およびその使用料は、次のとおりとする。

区 分	使 用 料 の 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時30分 から午後5時 まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
第二会議室	520円	520円	620円	1,660円
第三会議室	520円	520円	620円	1,660円
第四会議室	1,050円	1,050円	1,580円	3,680円
第五会議室	1,050円	1,050円	1,580円	3,680円
第六会議室	2,110円	2,110円	2,640円	6,860円
第七会議室	2,110円	2,110円	2,640円	6,860円
和室会議室	520円	520円	620円	1,660円
和室練習室	2,110円	2,110円	2,640円	6,860円
第二展示ホール	午前9時から午後4時30分まで			4,230円

備考 茶室は無料とする。

○施行期日

規則で定める日から

56 秋田市火災予防条例の一部を改正する件

○改正理由

・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正す

グリドル付こんろ等に係る離隔距離について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

る省令(平成27年総務省令第93号):平成27年11月13日公布、平成28年4月1日施行

○改正要旨

- 1 グリドル付こんろおよび電気調理用機器に係る離隔距離を定める。
- 2 1に伴い、電気こんろ、電気レンジおよび電磁誘導加熱式調理器の項目を削除する。

○施行期日

平成28年4月1日から

「単行案」 19件

57 秋田市過疎地域自立促進計画を定める件

○河辺地域に係る秋田市過疎地域自立促進計画(計画期間:平成28年度~平成32年度)を定めようとするもの

※提出根拠法:過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項、第33条第2項

58 包括外部監査契約を締結する件

○平成28年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの

- ・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告
- ・契約の期間

平成28年4月1日~平成29年3月31日

- ・契約金額 6,566,400円を上限とする額
- ・契約の相手 長村彌角(資格:公認会計士)

※提出根拠法:地方自治法第252条の36第1項

59 秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

○寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの

- ・指定管理者
寺内地区コミュニティセンター管理運営委員会
- ・指定の期間

平成28年4月1日~平成33年3月31日

※提出根拠法:地方自治法第244条の2第6項

60 秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

○旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの

- ・指定管理者
旭北地区コミュニティセンター管理運営委員会

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
61	秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 上北手地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
62	秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○桜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 桜地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成28年6月1日～平成33年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
63	秋田市雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者を指定する件	<p>○雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 鹿野戸自治会 ・ 指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
64	秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者を指定する件	<p>○雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 萱ヶ沢自治会 ・ 指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項

65	秋田市雄和山村交流センターの指定管理者を指定する件	<p>○雄和山村交流センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 碓田自治会 ・ 指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
66	秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○北部市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 北部地域住民自治協議会 ・ 指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
67	秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 河辺の郷自治協議会 ・ 指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
68	秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 雄和市民協議会 ・ 指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
69	秋田市中心市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○中央市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 中央地域づくり協議会 ・ 指定の期間 平成28年5月6日～平成33年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>

70	秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定する件	<p>○河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 河辺地域振興株式会社 ・ 指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
71	秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定する件	<p>○河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 河辺地域振興株式会社 ・ 指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
72	秋田市河辺岩見温泉の指定管理者の指定の期間を変更する件	<p>○河辺岩見温泉の指定管理者の指定の期間を変更しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議決年月日 平成25年12月20日 ・ 議案番号 平成25年議案第169号 ・ 変更事項 指定の期間を「平成26年4月1日～平成28年3月31日」から「平成26年4月1日～平成28年6月30日」に変更するもの ・ 指定管理者 株式会社東北ダイケン秋田支店 ・ 変更理由 河辺岩見温泉の営業期間を平成28年6月末までとしたため <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
73	市道路線を認定する件	<p>○住民要望に伴い設置された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定路線 8路線 延長 1,134.80m ・ 認定後の市道路線延長 約2,013.7km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>

74	秋田市新庁舎建設工事請負契約の変更契約を締結する件	<p>○秋田市新庁舎建設工事請負契約の変更契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決年月日 平成25年12月20日 ・議案番号 平成25年議案第173号 ・工事場所 秋田市山王一丁目1番1号 ・変更事項 契約金額「12,530,499,120円」を「12,940,429,320円」に変更するもの ・契約先 清水・千代田・シブヤ・田村建設工事共同企業体 ・変更理由 インフレスライド条項に基づくスライド変更金額の確定などによる <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
75	秋田市旧庁舎解体および新庁舎屋外環境整備工事請負契約を締結する件	<p>○秋田市旧庁舎解体および新庁舎屋外環境整備工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市山王一丁目1番1号ほか ・契約金額 787,320,000円 ・契約先 中田・加藤・中央特定建設工事共同企業体 ・工期 平成29年12月15日 ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 解体建物 <ul style="list-style-type: none"> 旧本庁舎、旧議場棟、旧福祉棟 その他 新築建物 <ul style="list-style-type: none"> 新庁舎地下車路 <ul style="list-style-type: none"> R C造 延べ面積 168.09㎡ 広場庇 <ul style="list-style-type: none"> S造平屋建て 建築面積 493.02㎡ その他附属屋 <ul style="list-style-type: none"> 喫煙所、第1駐輪場 屋外環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 駐車場舗装、広場等ブロック舗装、排水構造物設置、植栽、工作物設置 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

「追加提案」

「人事案」 2件

76 秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件

○教育委員会委員石田英憲氏の任期満了（平成28年3月31日付）に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの
・任期4年

※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項

77 秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

○固定資産評価審査委員会委員木村了氏の任期満了（平成28年3月29日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの
・任期3年

※提出根拠法：地方税法第423条第3項